

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：（株）ライムイシモト
住所：長崎県諫早市貝津町2071番地7

2. 指名停止措置期間 自 令和7年8月7日 3ヶ月
 至 令和7年11月6日

3. 事実概要
（株）ライムイシモトは、建設業法に基づく経営事項等評価申請書において、水増しした完成工事高を計上し審査を受けたことが判明した。このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると
して、令和7年6月13日に長崎県知事より45日間の営業停止処分を受けた。

4. 指名停止措置理由
上記業者の行為は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。）別表2-13（2-14（イ）を準用）に該当する。

＜指名停止措置要領別表2-13（2-14（イ）を準用）＞

措置要件	期間
（建設業法違反行為） 13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

○問い合わせ先
国土交通省 国土技術政策総合研究所
総務部 契約財産管理官 山岸 宏司
茨城県つくば市旭1番地 電話029－864－0564